

（仮称）八戸市新学校給食センター 整備・運営事業の事業者公募について

(仮称) 八戸市新学校給食センター整備・運営事業の 事業者公募について

PFI法に基づき進める

「(仮称)八戸市新学校給食センター 整備・運営事業」



- ・ 7月10日に募集要項等を公表**
- ・ 事業者の公募を開始**



1. 事業の基本方針

- ① 安全・安心でおいしい給食提供の安定的な継続
- ② 民間活力を活用した効率的かつ合理的な施設整備及び運営
- ③ 学校給食衛生管理基準に適合した施設整備
- ④ 食物アレルギーへの対応
- ⑤ 災害への耐性を備えた施設整備及び維持管理
- ⑥ 環境負荷への配慮
- ⑦ 働きやすさに配慮した施設の整備



(昨年12月以降の地震被害による影響を踏まえ設定)

2. 事業に係る施設概要及び事業範囲

	新学校給食センター	西地区給食センター
立地	美保野13番地2615 外	北インター工業団地 二丁目2番1号
提供食数	6,000食／日程度	9,000食／日程度
事業範囲	整備、維持管理、運営	維持管理（一部）、運営



3. 事業方式・事業期間等

①事業方式

P F I （ B T O ） 方式

②事業期間

事業契約締結日（令和9年3月議会議決日（予定））から令和26年7月末日まで
※供用開始は、令和11年8月から

③提案上限価格

16,298,715,000円
（消費税及び地方消費税の額を含む）



④事業者の募集及び選定の方法

公募型プロポーザル方式

4. 事業者選定までのスケジュール

時期	項目
令和8年7月10日	募集要項及び要求水準書等の公表 →民間事業者の公募を開始
令和8年7月～9月	募集要項等に関する質問・意見受付及び直接対話
令和8年10月	応募者の参加資格審査
令和8年11月～12月	応募者の提案書類審査 プロポーザル実施 → 優先交渉権者の決定・公表
令和9年2月	基本協定及び仮契約の締結
令和9年3月	事業契約の締結（市議会の議決を得る）

